

# **認定高度保安実施者調査マニュアル**

[保 S-0107-0]

**高圧ガス保安協会**

## 文書履歴

認定高度保安実施者調査マニュアル [保S-0107]

改訂コード	施行年月日	改訂等の内容
-0	2023.12.21	制定

- 備考 1. 「管理責任者」及び「主管TL」欄は、最新の改訂等に係る場合にあっては押印、それ以外の場合にあっては氏名の記載とする。
2. 見直し又は廃止の場合にあっては、「施行年月日」欄にその実施日を記入し、「改訂コード」欄は空欄とする。

# 認定高度保安実施者調査マニュアル

## [保 S-0107-00]

### 1. 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が業務方法書第28条の4第2項に基づき実施する高圧ガス保安法（以下「法」という。）第39条の16第1項に規定される経済産業大臣からの依頼調査（以下「調査」という。）及び調査に関する協会が実施する業務に適用します。

なお、申請書の提出、記載事項、認定証の交付等の事務については、経済産業省の申請マニュアル（以下「申請マニュアル」という。）をご確認ください。

### 2. 事前相談

#### 2. 1 事前相談の受付

認定高度保安実施者の申請についてのご相談は、経済産業省と連携して協会保安技術部門保安業務グループが行います。

認定の申請に係る事前相談については、申請マニュアルに基づき、①申請する旨の意思表示、②申請方法（電子・紙）、③申請の種類（A 認定、B 認定、施設の追加）、④認定更新の申請であって、「認定高度保安実施者の認定について（番号）」の「6. 認定の更新（2）」の①から④までの要件のいずれにも該当しないと考えている場合は、その旨、⑤現地検査の希望日程（第1希望～第3希望を記したもの）、⑥担当者の連絡先をお知らせください。

#### 2. 2 日程調整

事前相談にてご連絡をいただいた現地検査の希望日程について、経済産業省と調整のうえ、現地検査の日程をお知らせいたします。

なお、日程調整の際、ご希望いただいた日程での現地検査が難しい場合は、改めて相談させていただくことがあります。

### 3. 申請の受付

スケジュールに示された申請書の受付開始日以降、申請マニュアルに基づき、事業所を管轄する産業保安監督部を経由し、経済産業大臣あて申請書を提出してください。

（申請書の提出先は高圧ガス保安協会ではありませんのでご注意ください。）

#### 3. 1 申請調査書類における個人情報の取り扱いについて

協会が経済産業大臣より調査依頼を受け調査を実施する場合、経済産業省より申請書類の写しの提供を受けます。

申請調査書類に記載された個人情報（連絡先、資格要件に係る経歴等）は、調査業務のため必要な範囲において利用します。

#### 4. 調査の実施等

協会は原則、4. 1及び4. 2に定めるとおり書類調査及び現地調査又はこれに類する調査を行います。「これに類する調査」とは、図面、写真及び映像その他必要な資料の確認を行うことを指します。

なお、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査において、認定の支障となる以下のような事実又は事象が明らかになった場合は、国による判断が示されるまで一時的に調査を休止することがあります。

- (1) 高圧ガス保安法に係る違反の疑義が生じた場合
- (2) 高圧ガス保安法に係る事故が発生した場合
- (3) 他法規等に係る違反の疑義が生じた場合
- (4) 他法規等に係る事故が発生した場合

##### 4. 1 書類調査の実施

書類調査は、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（令和5年1月21日 2023.12.13保局第2号）」に規定される評価の視点により、申請が認定の基準に適合しているかどうかについて行うものとし、申請書等の写しを受領後、現地調査の前日までに行います。

なお、別途指定を受けた機関にサイバーセキュリティ対策に係る調査を委託した場合にあっては、当該認定要件に関する書類調査は、外部委託先において行い、その結果を協会役職員が確認するものとします。

##### 4. 2 現地調査又はこれに類する調査の実施

現地調査又はこれに類する調査は、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（令和5年1月21日 2023.12.13保局第2号）」に規定される評価の視点により、申請が認定の基準に適合しているかどうかについて、現地又はWEB等にて行うものとし、次に定めるところにより規程類、記録類の確認、関係者への質問等を行います。

なお、現地調査又はこれに類する調査において、申請内容と異なる部分が確認された場合又は申請書等に不備があった場合は国による判断が示されるまで一時的に調査を休止することがあります。

###### (1) 調査の体制

調査は原則として、経済産業省による現地検査に同行して行うものとし、協会役職員及びサイバーセキュリティ対策に係る認定の基準に適合しているかどうかの確認を行う外部委託先の職員によって行います。

###### (2) 調査内容

申請書類に基づき、次の事項について確認を行います。

- 1) 認定高度保安実施者の要求事項に基づく、高度な情報通信技術を用いた保安の確保、本社の体制、保安管理システム及び認定高度保安検査・認定高度完成検査、サイバーセキュリティの確保に関する規程・基準類及び記録等を確認します。
- 2) 特定認定高度保安実施者の要求事項に基づく、危険源の特定及び評価、従業員等の高度な教育訓練、第三者の専門的知見の活用、連続運転・保安検査方法の適切な評価体制、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保に関する規程・基準類及び記録等を確認します。（特定認定高度保安実施者に係る申請に限る。）

- 3) 保安検査基準「KHK S 0850」に準じていない保安検査方法がある場合は、保安検査基準との差異及びその技術的妥当性を確認します。
- 4) 認定高度保安検査・認定高度完成検査に関する検査データ（承認手続き等を含む）を確認します。  
なお、検査データの確認については、現地調査当日に抜き取りにより対象を指定します。
- 5) 計器室において、マニュアルの整備状況、引き継ぎ体制及び保安管理システムに関する文書、記録類の管理状況及び方針等の周知状況を現場確認します。ただし、「これに類する調査」を実施する場合は計器室における現場確認を省略し、図面、写真及び映像その他必要な資料により確認いたします。

### (3) 調査結果

調査の結果は、経済産業省に報告します。

また、経済産業省からの要請に応じて、経済産業省が開催する認定高度保安実施者の認定に係る審査会において調査結果の説明を行います。

(高圧ガス保安協会から申請者に調査結果をお伝えすることはできません。)

## 5. 適用

### 5. 1 事前相談の適用

「2. 事前相談」については、経済産業省から協会が事前相談に係る業務委託を受けた場合に適用されます。

### 5. 2 調査等の適用

「3. 1 申請調査書類における個人情報の取り扱いについて」、「4. 調査の実施等（4. 1、4. 2を含む）」については、法第39条の16第1項に基づき経済産業大臣からの依頼を受けて調査を行う場合に適用します。

附 則 このマニュアルは、令和5年12月21日から施行する。